

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5709245号
(P5709245)

(45) 発行日 平成27年4月30日 (2015. 4. 30)

(24) 登録日 平成27年3月13日 (2015. 3. 13)

(51) Int. Cl. F 1
A 6 1 H 39/04 (2006.01) A 6 1 H 39/04 K

請求項の数 1 (全 12 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2010-179721 (P2010-179721) (22) 出願日 平成22年8月10日 (2010. 8. 10) (65) 公開番号 特開2012-34954 (P2012-34954A) (43) 公開日 平成24年2月23日 (2012. 2. 23) 審査請求日 平成25年8月6日 (2013. 8. 6)</p>	<p>(73) 特許権者 504212655 ジュピター株式会社 東京都荒川区荒川3丁目35番4-902 号 ライオンズマンション三河島第2 (74) 代理人 100081961 弁理士 木内 光春 (72) 発明者 中村 弘志 東京都荒川区荒川3丁目35番4号 審査官 久郷 明義</p>
--	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 マッサージ器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

使用者の頭部を支持する枕と、

前記枕に対して略T字形に設けられ、使用者の肩関節及び腕を支持することなく、使用者の背骨を支持する本体と、

前記本体から、人体の脊柱に設けられた棘突起を避けた間隔で上方に突出し、使用者の頸椎から肩へのツボを押圧する一対の突起を備え、

前記突起は、使用者が枕に頭部を乗せて突起の先端で前記ツボを押圧した状態において、顎がのけ反る位置にまで使用者の頸椎が前湾することがない高さで、かつ、その先端が枕と反対側に向かって斜めに、枕の上面よりも上方に突出していることを特徴とするマッサージ器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、肩と首や肩甲骨近傍のツボを押圧することで、人体背部のこりを緩和させるマッサージ器に関する。

【背景技術】

【0002】

肩のこりを感じている人は非常に多く、例えば、厚生労働省による平成16年国民生活基礎調査によれば、「性・年齢階級別にみた有訴者率の上位5症状」において、肩こりを

訴える人の数は、全年齢における男性で第2位、女性で第1位である。

【0003】

肩こりは、一定時間、同じ姿勢をとり続けるなどして、頭や腕を支える僧帽筋やその周辺の筋肉が持続的に緊張することで、筋肉が硬直することで体内の循環が局所的に悪化し、これによって酸素や栄養分が末端まで届かず、疲労物質が蓄積することで生ずると言われている。

【0004】

肩こりを解消する手段としては、あん摩マッサージ指圧師などの専門家により、患部を直接指圧を行う手技療法が考えられる。しかしながら、専門家が手技療法を施術する場合、自覚症状を有する患部のみを長時間に渡って施術することは、施術側の体力や治療手法、時間的な制約から難しかった。また、患者の側も自覚症状が強いときなど、自身の都合に合わせて利用できないことも多く、また、費用が高むこととなる。

【0005】

現に、上述の平成16年国民生活基礎調査によれば、「性・年齢階級別にみた有訴者率の上位5症状」の統計において上位を占める肩こりであっても、「性・年齢階級別にみた通院者率の上位5傷病」の統計では、男性でランク外となり、女性でも第4位となっていることからみても、自覚症状で上位を占めるのに比較して、通院を解消の手段として選ぶ人は少ないことが伺える。

【0006】

このような現状を受けてか、簡易に肩こりを緩和する器具については、従来より多数提案されている。例えば、固形の枕に指圧用の丸い大小の突起を2個又は複数個設け、頭部を枕の上に載せることにより、この突起を患部に当て、指圧効果を得るようにしたものがある(特許文献1参照)。

【0007】

また、基板上に起立状に設置した板体と、板体の上縁面に形成した湾曲面の長手方向に分散配置した複数の突起とを備えた凹状の湾曲体を板体の上縁面に形成してなる押圧器が提案されている(特許文献2参照)。このような押圧器は、入浴時に利用するもので、湾曲部に頭部から頸部を載せ、頸後部に存在するツボに対して、頭部の自重を利用して効果的に指圧するようにしたものである。

【0008】

さらに、先端が略球状である二対の球状突起のうち、一対を低く、他の一対を高くしてそれぞれに段差を設け、球状突起を左右対称八の字状に配設した押圧治療器が提案されている(特許文献3参照)。この突起はスプリングを内蔵することにより、適度なクッション性を有し、使用者が頸部を搭載することで、患部にソフトな押圧感を得て指圧効果を得るようにしたものである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0009】

【特許文献1】実開平2-102240号公報

【特許文献2】実登3045637号公報

【特許文献3】実開昭63-135635号公報

【特許文献4】特開2008-43709号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

ところで、上記従来の簡易的なマッサージ器において、突起部は、いずれも肩と首のつけ根の位置、より具体的には人体の第7頸椎と第1胸椎棘突起間の外2寸に当たる肩中俞(図7参照)の位置に当接するように設けられている。これは、当該箇所が、肩こりのいわゆる特効ツボであり、この肩中俞の付近を人体の中心部の方向へ圧力を加えることにある。そして、この肩中俞のツボは、深部に強い押圧を与えることにより、効果が期待でき

10

20

30

40

50

るものである。

【0011】

しかしながら、上記従来のマッサージ器では、確かに表面的には、この肩中脛付近を刺激するものといえるが、実際には、この肩中脛である肩と首のつけ根の深部に強い指圧を加えられる構造、形状ではなかった。すなわち、特許文献1では、突起として基本的に軟質の材料を想定しており、また、大突起といっても、全体は球状に近く、人体の深部に到達するような大きさは確保されていない。特許文献2においても、突起の高さとして1cm程度のを想定しており、また、特許文献3においても突起がスプリングを備えた上下方向の可動式であり、いずれにおいても、仮に突起の長さを長く設定したとしても、突起により肩と首のつけ根の深部に強い指圧を加えられる構造、形状ではなかった。

10

【0012】

このような従来技術では、マッサージ器の使用者が、ツボに突起を当てようとして、無理な姿勢をとり、強引に肩と首のつけ根に強い押圧を加えようとするのが実状として多かった。そして、このような無理な姿勢を使用者が取ることで、使用者は、当該箇所の指圧を一定時間継続的に行なうことは難しく、また、無理な姿勢により身体の他の部に負担がかかることも多かった。

【0013】

また、本来、強い押圧に耐えられる構造、形状でないため、部品に不具合がでることもあった。さらに、肩と首のつけ根の深部に、押圧力を加えようすると、本体が頭部の方向にずれやすかった。

20

【0014】

そこで、本出願人は、首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボに強い押圧力を与えることのできるマッサージ器の開発を行い、特許文献4として出願した。この発明では、肩甲骨が邪魔することでツボに押圧力を与えることができない点に着目し、側臥位にて使用することで肩甲骨が脊柱から離れた状態の姿勢とし、ツボに押圧力を加えられる構成とした。しかしながら、使用者に側臥位を強いること、使用方法によっては肩甲骨が脊柱から離れた姿勢が適切にできないことから、使用者によって効果に差が出ていた。

【0015】

本発明は、上記のような従来技術の問題点を解決するために提案されたものであり、その目的は、使用者が仰臥位を取るだけで、肩と首のつけ根の深部にあるツボに強い指圧を加えられる構造、形状を備えたマッサージ器を提供することにある。

30

【課題を解決するための手段】

【0016】

上記の目的を達成するために、本発明は、
使用者の頭部を支持する枕と、
前記枕に対して略T字形に設けられ、使用者の肩関節及び腕を支持することなく、使用者の背骨を支持する本体と、
前記本体から、人体の脊柱に設けられた棘突起を避けた間隔で上方に突出し、使用者の頸椎から肩へのツボを押圧する一対の突起を備え、
前記突起は、使用者が枕に頭部を乗せて突起の先端で前記ツボを押圧した状態において、顎がのけ反る位置にまで使用者の頸椎が前湾することがない高さで、かつ、その先端が枕と反対側に向かって斜めに、枕の上面よりも上方に突出していることを特徴とする。

40

【0017】

以上のような態様では、隆起した本体に、使用者の背中部分が乗ることで、使用者の背骨部分が床から持ち上げられる反面、肩甲骨から肩関節にかけては支持されることなく、床方向に落ちた状態となる。これにより、使用者は胸郭が開いた状態となる。この状態で、突起が背中における人体のツボに当接することで、突起先端は、肩と首のつけ根の深部に強い指圧を加えることができるようになる。

【0018】

50

このように、実質的にツボ押しを行なう突起だけでなく、突起に本体を設けることにより、本体によって使用者の背中をリフトアップする一方、肩関節部分は支持しないことにより胸郭が開いた状態で、突起に対して首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボを押圧することができる。これにより、突起のみの器具に比して、突起からの首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボの押圧力が格段に増すようになる。

【0019】

また、本体は、縦長に隆起しているため、この縦長の本体に使用者の背中部分が乗ることで、突起に対して肩部分を押し付けたとしても、器具に対して背中部分から人体の重みが乗るため、従来のマッサージ器のように、器具が上方に移動してしまうようなことがない。

10

【0020】

さらに、本体と連続して枕が設けられ、その枕と本体の間に突起が設けられる構成により、使用者の頭部を、枕により支持することができるようになる。これにより、例えば、この突起の長さを長くすればするほど、突起が人体の肩部分の深部に到達するようになる一方で、肩部分が持ち上げられ、頭部の支えがない状態では、頸椎が前湾して顎がのけ反り、使用者が苦しい体勢となってしまうが、本発明では、頭部を枕が支持することで、仮に突起を長く構成して肩の深部に突起を当接させる場合でも、頸椎を前湾させることなく通常の状態に保つことができ、使用感がよい。すなわち、本発明は、頸椎が前湾して顎がのけ反らした状態で肩及び首のストレッチ及び押圧を行なうネックストレッチャーとは異なり、首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボに突起を当てることを主眼として設計されたものであり、このためには、頸椎が前湾する状態は好ましくない。

20

【0021】

請求項2の発明は、請求項1の発明において、前記本体の隆起部は、前記一对の突起側から、前記隆起部の先端に向けて緩やかな傾斜を形成することを特徴とする。

以上の態様では、本体部が、縦方向の形状にして、下端部に向かって傾斜面を形成するように構成されているので、使用者が本器を床に設置し、仰臥位を取った状態で、突起部分に肩付近を当接させ、本体部に肩甲骨付近を搭載した際に、使用者の背中部分から腰部が、本体部の傾斜にあわせて滑らかに接地するようになる。そのため、本器の使用感が良いものとなる。なお、この隆起部の傾斜方向に対する長さは短過ぎると、使用者の背部を乗せることができず使用者の自重によるマッサージ器のズレという上述の効果を奏しないため問題があるが、長い分には問題はない。例えば、使用者の臀部直上の腰部付近まで延長されたものであっても、腰部付近への押圧による指圧効果が期待できる。

30

【0022】

請求項3の発明は、請求項1又は2に記載の発明において、前記本体の隆起部は、人体の背骨の両側を支持する2本の棒状体により構成されることを特徴とする。

以上の態様では、本体部を、使用者の背骨の周りの筋肉に沿った、左右二本の細幅のブロックによって構成することで、マッサージ器全体の重量の軽量化することが可能となる。

【0023】

請求項4の発明は、請求項1～3のいずれか1項に記載の発明において、隆起部には、一つまたは複数の押圧体を備えたことを特徴とする。

40

以上の態様では、本体部の傾斜面には、使用者の背面が当接するため、この傾斜面の当接するところに、他の背骨周りのツボを刺激するように、細かい突起を複数設けることで、突起が当たる以外の箇所においても、副次的に指圧効果を与えることが可能となる。

【0024】

請求項5の発明は、請求項4記載の発明において、前記枕は、前記一对の突起の間隔よりも幅広に設けられた側部を備えたことを特徴とする。

以上の態様では、枕を左右一对の突起に対して左右幅方向に拡げて設けることで、突起に首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボを当てた使用者が、頭部を左右に動かしした際に側頭部を枕の左右の幅広部において支持することができるとともに使用者は、頭部

50

を左右に移動させることで、移動させた側の突起の首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボへの押圧力を、さらに高めることができるようになる。

【0025】

請求項6の発明は、請求項1～5のいずれか1項に記載の発明において、前記一对の突起がその先端が枕と反対側に向かって斜めに突出しており、前記一对の突起の先端と前記枕の表面が前記本体の表面よりも高い位置に設けられ、前記本体が人体の脊柱の方向に沿って伸びる縦長の形状であり、この本体の表面が使用者の背中が乗る部分になっていることを特徴とする。

この発明では、本体部によって使用者の背中が押され、それによって胸郭が開いた状態になると共に、本体部表面よりも高い位置にある左右の突起によって、首筋から肩や肩甲骨に至る部分に存在するツボの部分をしっかり指圧することが可能になる。特に、枕によって頭を支えることができるので、本体部と突起部によって身体に下方から突き上げるような力を加えても、顎がのけ反って首や気管支の部分に不快な力が加わることがない。

【0026】

請求項7の発明は、請求項1～6のいずれか1項に記載の発明において、前記一对の突起が、その幅を調整可能に本体部に取り付けられていることを特徴とする。この発明では、突起の幅が調節可能になっているため、体格や指圧を行いたい箇所に応じて突起の位置を調整して、使用者のもっとも適切な部位を指圧することができる。

【発明の効果】

【0027】

以上のような本発明によれば、使用者が仰臥位を取るだけで、肩と首のつけ根の深部にあるツボに強い指圧を加えられる構造、形状を備えたマッサージ器を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0028】

【図1】本発明の実施形態におけるマッサージ器の全体構成を示す斜視図(a)、側面図(b)並びに平面図(c)。

【図2】本発明の実施形態におけるマッサージ器の使用状態を示す模式図。

【図3】本発明の他の実施形態(1)におけるマッサージ器の構成を示す平面図。

【図4】本発明の他の実施形態(2)におけるマッサージ器の構成を示す側面図。

【図5】本発明の他の実施形態(6)におけるマッサージ器の構成を示す平面図。

【図6】本発明の他の実施形態(7)におけるマッサージ器の構成を示す平面図。

【図7】人体背面における筋肉及び骨格を示す模式図。

【発明を実施するための形態】

【0029】

以下、本発明を実施するための代表的な形態(以下、「実施形態」という。)について、図1～図6を参照して具体的に説明する。

【0030】

[1. 本実施形態]

[1-1. 構成]

本発明を代表する実施の形態(以下、「本実施形態」という。)のマッサージ器1は、図1(a)～(c)に示すように、一对の突起2と、縦長に隆起して構成される本体部3と、本体部3に連続して設けられた枕4とからなる。

【0031】

突起2は、左右一对からなり、中央内側方向にわずかにアーチを描くように構成される。突起2の形状は、親指を模擬して形成したものであり、太さが直径2cm程度、高さが7～8cm程度である。この突起2の高さは、突起2が人体の首筋から肩や肩甲骨に至る付近のツボに当接した際に、体表面より深い部分に十分に沈み込むように、従来の同等製品の突起よりも相当程度長く構成されるものである。

【0032】

10

20

30

40

50

突起 2 は、人体の脊柱に設けられた棘突起を避けた間隔をもって設置されており、首筋から肩や肩甲骨に至る付近のツボの深部を押圧できるようにするため、硬質の合成ゴム、合成樹脂のプラスチック、ポリウレタン、木材、陶器、スチール板、アルミニウムなどのある程度硬質な素材によって形成することが可能である。なお、突起 2 の先端部分は、人体に直接接触する部分であるため、軟質のクッション材を設けて構成してもよい。

【 0 0 3 3 】

なお、ここで示す具体的数字は、以下も含め、あくまでも一例を示すものに過ぎず、本実施形態のマッサージ器 1 は、人体との関係において本実施形態の効果を奏し得る範囲で適宜変更することが可能なものである。

【 0 0 3 4 】

本体部 3 は、使用者がマッサージ器 1 を使用する際に、肩関節より下の背中を乗せる背当て部分である。本体部 3 は、一例としてそのサイズを示すと、幅方向を 1 0 c m 程度とし、長さ方向を 2 0 c m 程度とし、高さ方向を最高部で 1 0 c m 程度とするものである。この本体部 3 のサイズを一般化すれば、本体部 3 の幅は、人体の背中部分に、背骨に沿って当接するように設計されるものであり、上記数値は、おおむねの値として設定されるものである。

【 0 0 3 5 】

本体部 3 の長さ方向は、人体の首の付け根から、肩甲骨の下部の位置までに当接するように設計されるものである。この場合、本体部 3 の長さは、肩から肩甲骨の下端に至る位置まで延伸させているのが好ましく、腰部付近まで延伸するものであっても構わない。これは、マッサージ器 1 の使用時に、本体部 3 に人体の背中部分が搭載されることで、本体部 3 に使用者の自重がかかり、使用者が突起 2 に首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボを押し当てた場合でも、マッサージ器 1 が使用者の頭部方向にずれないようにするためであり、頭部から肩甲骨まで至らない程度の長さでは、この効果が奏し得ないため、本体部 3 の長さとして適切ではない。

【 0 0 3 6 】

本体部 3 はまた、上部に高さが最も高い最高部が形成され、下端部に向かって滑らかな R 状の傾斜面 3 a を形成している。このように、本体部 3 の縦方向の形状が、下端部に向かって傾斜面 3 a を形成するように構成されているのは、使用者が本器を床に設置し、仰向けに寝た状態で、突起 2 の先端部分に肩付近を当接させ、本体部 3 に肩甲骨付近を搭載した際に、使用者の背中部分から腰部が、本体部 3 の傾斜にあわせて滑らかに接地するようにするためである。

【 0 0 3 7 】

なお、ここでいう床とは、畳の上、フローリング上、絨毯の上、布団の上、ベッドの上など、幅広く含む用語として用いる。

【 0 0 3 8 】

本体部 3 の高さは、使用者が本器を床に設置し、仰向けに寝た状態で、突起 2 部分に肩付近を当接させ、本体部 3 に肩甲骨付近を搭載した際に、肩甲骨から肩関節が、本体部 3 の両側に位置して胸側が開いた状態とするために設けられたものであり、前記の使用状態において、およそ肩関節が床に接地するかしない程度の高さをなすように設定されるものである。ただし、肩関節が床に接地する程度のほうが、本体部 3 上で使用者が体勢を安定させることができ、好ましい態様であるといえる。

【 0 0 3 9 】

枕 4 は、本体部 3 の最高部側に設けられており、一例としてそのサイズを示すと、幅方向が 3 0 c m 程度、奥行き及び高さ方向が 1 5 c m 程度で形成される。この枕 4 は、使用者が使用中に突起 2 に首の付け根部分を当てた場合に、頭部を支持することができれば、最低限その役割を果たすものである。また、本実施形態では、枕 4 の高さを本体部 3 の表面の高さよりもやや低く (1 . 5 ~ 2 c m 程度) 設定している。

【 0 0 4 0 】

そのため、原則的には、枕 4 は、本体部 3 と同等の幅で形成され、本体部 3 の延長上に

10

20

30

40

50

形成されれば良い。本実施形態において、この本体部3の幅方向から両側部分に10cm程度ずつ外側に形成したのは、使用者が首の付け根部分を突起2に当接した状態で、突起2の左右の押圧の強弱を調整するために頭部、特に顔を左右方向に傾けた際、この傾けられた頭部を支持するために設けたものである。また、この構成では、布団やベットなど、柔らかい床に設置して使用する場合に、マッサージ器1がその柔らかい床に対して沈みこみ過ぎることを防止することができ、マッサージ器1により安定感を与えることができる。

【0041】

[1-2.作用効果]

以上のような構成からなる本実施形態のマッサージ器1の作用について説明する。使用者は、マッサージ器1を平らな床に設置する。使用者は、このマッサージ器1の枕4の部分に頭部が位置し、本体部3の下部より背中が位置するようにし、本体部3のR上の傾斜面3aに肩関節から下の背中部分に乗せるようにする。次に、使用者は、突起2が、例えば、人体の首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボである肩中兪(図7参照)付近に当接するように位置を調整しながら、図2に示すように、マッサージ器1上で仰臥位となる。

10

【0042】

なお、図7に示すように、人体の首筋から肩関節、肩甲骨に至る位置には、僧帽筋、肩甲挙筋、小菱形筋、大菱形筋、上後鋸筋、頸板状筋などの多くの筋肉と、腕神経叢という神経の束が存在し、東洋医学でいうところの複数のツボがある。このツボの位置は、個人差もあれば、人によって押されることで気持ちいいと感じる箇所が異なる場合もある。したがって、実際には、使用者は自己のコリや張りのある箇所に合わせて突起を首筋から肩に至るいずれかの箇所に当てることで、使用することとなる。

20

【0043】

このような状態における本実施形態のマッサージ器1の作用について図2を用いて説明する。

本実施形態のマッサージ器1では、隆起した本体部3に、使用者の背中部分に乗ることによって、使用者の背骨部分が床から持ち上げられる反面、肩関節や腕にかけては支持されることがなく、床方向に落ちた状態となる。これにより、使用者は胸郭が開いた状態となる。この状態で、突起2が人体の首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボである肩中兪近辺に当接することで、突起2先端は、肩中兪の深部まで当たり、肩と首の付け根の深部に強い指圧を加えることができるようになる。

30

【0044】

また、本体部3は、縦長に隆起しているため、この縦長の本体部3に使用者の背中部分に乗ることによって、突起に対して肩部分を押し付けたとしても、器具に対して背中部分から人体の重みがかかるため、従来のマッサージ器のように、器具が上方に移動してしまうようなことがない。

【0045】

従来は、例えば、マッサージ器1を突起2のみで構成し、使用者はその突起2に首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボを押し付けていたり、身体を傾けて突起2に当てようと試みる必要があったが、本実施形態のマッサージ器1では、本体部3により背中全体が持ち上げられ、胸部が左右に開いた状態で、突起2がツボに命中するようになっているため、突起2の長さを従来品より長く確保でき、また、肩の自重により、あえて使用者が突起2に身体を押し付けなくても突起2が十分に首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボに押し付けられるようになる。したがって、使用者が無理な姿勢をとる必要もなく、マッサージ器1の上に仰臥位を取ればよい。

40

【0046】

さらに、本体部3と連続して枕4が設けられ、その枕4と本体部3の間に突起2が設けられる構成により、使用者の頭部を、枕4により支持することができるようになる。これにより、例えば、この突起2の長さを長くすればするほど、突起2が人体の深部に到達す

50

るようになる一方で、首筋から肩や肩甲骨に至る部分が大きく持ち上げられるため、頭部の支えがない状態では、頸椎が前湾して顎がのけ反り、使用者が苦しい体勢となってしまう。これに対して、本実施形態では、頭部を枕4が支持することで、仮に突起2を長く構成して肩の深部に突起2を当接させる場合でも、頸椎を前湾させることなく通常の状態に保つことができ、使用感がよい。すなわち、本実施形態は、頸椎が前湾して顎がのけ反らした状態で肩及び首のストレッチ及び押圧を行なうネックスストレッチャーとは異なり、首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボに突起2を当てることを主眼として設計されたものであり、このためには、頸椎が前湾する状態は好ましくない。

【0047】

さらに、枕4を左右一对の突起2に対して左右幅方向に拡げた幅広部を設けることで、突起2に首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボを当てた使用者が、頭部を左右に動かした際に側頭部を枕4の左右の幅広部において支持することができるとともに使用者は、頭部を左右に移動させることで、移動させた側の突起2の首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボへの押圧力を、さらに高めることができるようになる。

【0048】

また、本体部3が、縦方向の形状にして、下端部に向かって傾斜面3aを形成するように構成されているので、使用者が本器を床に設置し、仰臥位を取った状態で、突起2部分を首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボに当接させ、本体部3に背中部分を搭載した際に、使用者の背中部分から腰部が、本体部3の傾斜にあわせて滑らかに接地するようになる。そのため、本器の使用感が良いものとなる。

【0049】

以上のような本実施形態のマッサージ器1によれば、実質的にツボ押しを行なう突起2だけでなく、突起2に本体部3を設けることにより、本体部3によって使用者の背中をリフトアップする一方、肩関節部分は支持しないことにより胸郭が開いた状態で、突起2に対して首筋から肩や肩甲骨に至る辺りに存在するツボを押圧することができる。これにより、突起2のみの器具に比して、突起2からのツボに対する押圧力が格段に増すようになる。

【0050】

[他の実施形態]

本発明は、上記実施形態に示した態様に限定されるものではなく、例えば次のような実施形態も包含するものである。

【0051】

(1)本実施形態では、突起2を固定の構成としたが、本発明はこのような態様に限られず、例えば、突起2を、図3(a)~(c)に示すように、本体部3上を左右方向にスライド移動可能として、左右の突起の幅を調整可能としても良い。これにより、マッサージ器1を、上述した一般的なサイズにて製作しつつも、体格差やツボの位置の差などの個人差に対応して突起2を左右方向に移動可能にすることで、より個々人の良好な位置に突起2の位置を設定することができるので、マッサージ器1の利便性と効果をさらに高めることができる。左右にスライドさせる機構としては、本体部3に幅方向に溝を設けておき、その溝内に左右の突起2をスライド自在に装着し、突起2を希望の位置で固定できるように、ピンあるいはねじ止め、ラッチなどを設けることができる。さらに、左右の突起の幅を変更する手段としては、本体部3の幅方向に位置の異なる複数個の穴を設けておき、その穴のいずれかに突起2の根本を嵌め込む構造を用いても良い。その場合、穴や突起の根本の部分をねじ込み式として、両者を固定することもできる。

【0052】

(2)本実施形態では、突起2を本体部3の上端部分に設ける構成としているが、本体部3と枕4との、おおよその間に位置するのであれば、図4(a)~(c)に示すように、本体部3上であっても、枕4の下端部分であっても、本体部3と枕4の両方にかかるように、中間に設けられていても良い。特に、上述のように、突起2を左右方向に移動可能とし、左右方向に最も拡げようとした場合、本体部3の幅では対応しきれない場合があるが

10

20

30

40

50

、その場合には、突起 2 を枕 4 に取り付けることで対応することや、突起 2 が枕 4 を左右方向にスライド移動させる。

また、突起 2 を本体部 3 から枕 4 の下端部分にかけて上下方向にスライド移動可能となるようにすることも、もちろん可能であるが、上下方向に対しては、使用者が上下に移動することで対応することができるので、左右方向のスライドほどの効果はないといえる。

【 0 0 5 3 】

(3) 突起 2 の構成について、本実施形態では、中央内側方向にわずかにアーチを描くように構成するとしたが、これは最適な実施態様を示したに過ぎず、直線状に伸びるものや、湾曲して伸びるもの等、形状は問わない。また、本実施形態では、突起 2 の先端に軟質のクッション材を設ける構成を提示したが、その他、例えば、突起 2 の先端部分にバネを設けてクッション効果を持たせたり、突起 2 の先端に小突起を単数又は複数設け、これを回転駆動するように構成することで、マッサージ効果を高める構成も可能である。さらに、突起 2 全体をいわゆるパイプレータ機能のように振動させる構成も可能である。

10

【 0 0 5 4 】

(4) 突起 2 の先端部分を交換可能にしたアタッチメント機能を持たせることで、例えば、突起 2 の先端に小突起を 2 個設けたアタッチメント部材をはじめ、先端形状の異なる突起 2 の先端部分を複数交換可能とすることで、使用者の好みにあった突起を選択できるようにすることも可能である。さらに、突起 2 の先端にローラや回転する球、あるいは微小の小突起を備えたローラを設けることで、使用者が突起 2 にツボを当接した際に、身体をわずかに上下方向や左右方向に移動させることで、ツボ付近までをぐりぐりと押し付けることができるようになる。

20

【 0 0 5 5 】

(5) 枕の高さも、図示のものに限定されず、適宜変更することができる。例えば、突起先端の高さと同程度あるいはそれ以上まで高くしても良い。また、枕自体を上下に 2 分割して、その上面側の部分を下部に対してねじ機構などで昇降自在にすることで、高さ調整を行っても良い。また、枕の表面に高さの異なるマットを面ファスナーなどで着脱自在に取り付けても良い。また、頭を左右に向けやすいように、枕の左右両側を下方または上方に傾斜させることもできる。さらに、枕の上面と突起先端の高さをほぼ同程度とした場合には、枕の上面と突起の根本部分との間に、枕の上面よりも一段低くなった凹部を設けることも可能である。

30

【 0 0 5 6 】

(6) 本発明のマッサージ器 1 では、本体部 3 の傾斜面 3 a には、使用者の背面が当接するため、図 5 に示すように、この傾斜面 3 a の当接するところに、他の背骨周りのツボを刺激するように、細かい凸部 5 を複数設けてもよく、また、この突起 2 を着脱自在に構成してもよい。

【 0 0 5 7 】

(7) 上記実施形態においては、マッサージ器 1 の本体部 3 の傾斜面 3 a を構成する部材を、一つの隆起したいわばブロック状として示したが、マッサージ器 1 全体の重量の軽量化と、本体部 3 が使用者の背部から出っ張っている棘突起と接触しないようにするため、本発明においては、図 6 (a) に示すように、本体部 3 を、使用者の背骨の棘突起を避けるように間隔を設けた左右二本の細幅のブリッジ 6 によって構成することも可能である。また、図 6 (b) に示すように、ブリッジ 6 を、本体部 3 の先端のみを分割するような形状にしたブリッジ 6 a として構成することも可能である。また、図 6 (c) に示すように、本体部 3 の中間部分を開口部として構成することも可能である。

40

【 0 0 5 8 】

(8) 本発明のマッサージ器 1 の構成要素である突起 2、本体部 3、枕 4 などに、ヒータ機能を設けることも可能で、ヒータ機能を設けることにより、使用者の身体又は患部を温めながら利用することで、マッサージ効果を高めることが可能となる。

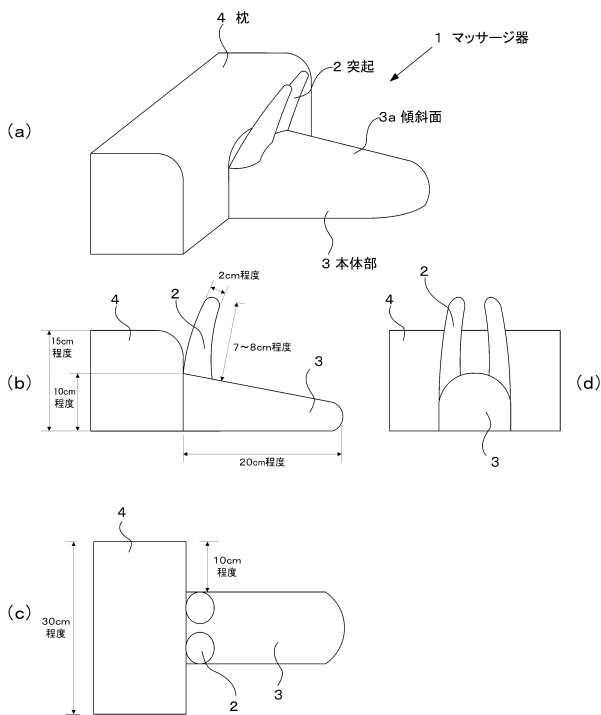
【 符号の説明 】

【 0 0 5 9 】

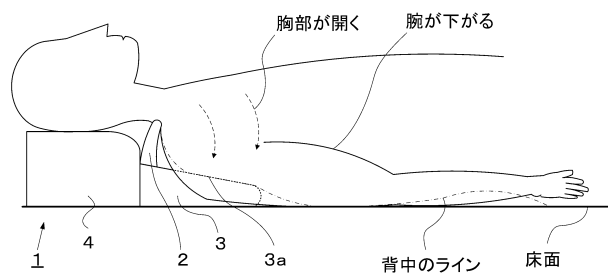
50

- 1 ... マッサージ器
- 2 ... 突起
- 3 ... 本体部
- 3 a ... 傾斜面
- 4 ... 枕
- 5 ... 凸部
- 6 , 6 a ... ブリッジ
- 6 b ... 開口部

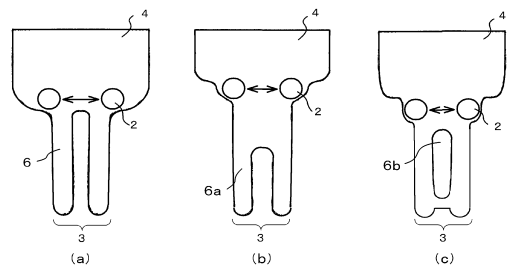
【図1】



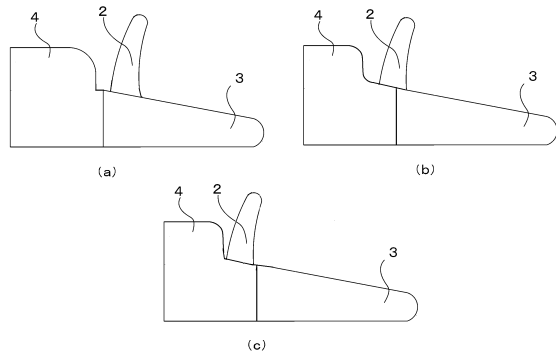
【図2】



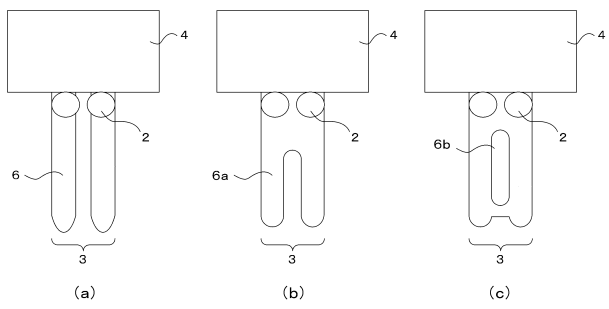
【図3】



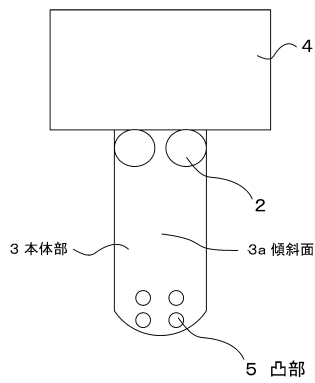
【図4】



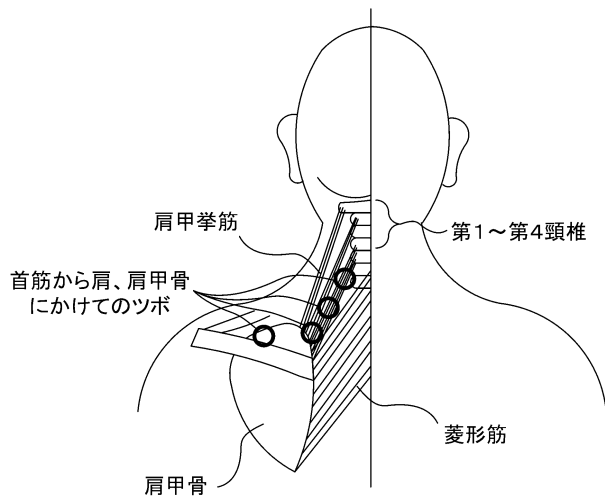
【図6】



【図5】



【図7】



フロントページの続き

(56)参考文献 実開平06-031713(JP,U)
特開2006-325790(JP,A)
実開昭63-135635(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A61H 39/04